

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

公益財団法人高知県文化財団

高知県文化財団の職員全員が働きやすい環境をつくることにより、全ての職員がその能力を発揮できるように取り組み、職員の仕事と子育ての両立が可能となるよう、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。

2 内容

子どもを育てる労働者が利用できる諸制度の周知

目 標 子どもを育てる労働者が利用できる諸制度について、各種規程等をわかりやすく解説したリーフレット等を作成し、周知を図ることにより、制度の利用を促進する。

<対策>

- 令和4年6月～ 知られていない（取得率の低い）既存の制度を分析し、職ごとに制度の利用率が低い要因を調査、分析
- 令和4年9月～ 管理職等による勉強会及び制度の利用促進に向けた対策協議
- 令和4年11月～ リーフレット等資料作成
- 令和5年度 ～ リーフレット等を配布し周知に努める

「女性活躍推進法」に基づく一般事業主行動計画

公益財団法人高知県文化財団

高知県文化財団の職員全員がその能力を発揮し、活躍できるような雇用環境の整備を行うため、以下のとおり行動計画を策定する。

1 計画期間

令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間とする。

2 内容

年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

目標	年次有給休暇を20日以上付与された職員の1人当たり年次有給休暇取得日数を10日以上とする。
----	---

<対策>

- 職場と家庭の両方において男女がともに貢献できる職場風土づくりに向けた意識啓発を図る。
- 年次有給休暇の計画的な取得に向けて、管理職等の会議で意識合わせする
- 各館の勤務予定表（月単位）に、各職員に少なくとも1日年次有給休暇を計画するように促す
- 職員の取得実績を毎月確認し、取得が少ない職員に取得を働きかける

(参考) 女性の活躍に関する情報公表

公表項目

・労働者に占める女性労働者の割合		・年次有給休暇の取得率	
正規職員	53.6%	正規職員	31.5%
契約職員	100.0%	契約職員	44.2%
県派遣職員	30.7%	県派遣職員	26.2%
全体	74.3%	全体	37.5%